

幸田町公共工事に係る前金払取扱要綱

幸田町公共工事に係る前金払取扱要綱（平成5年幸田町要綱第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、公共工事の適正な施行と促進を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7号の規定による前金払に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 年度計画額 債務負担行為に係る年度ごとの歳出予算計上予定額をいう。
- (2) 前払金 前金払により支給された金銭をいう。
- (3) 中間前払金 中間前金払により支給された金銭をいう。

（前金払の対象及び制限）

第3条 前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事のうち、1件の予定価格が500万円以上の土木建築に関する工事とする。

2 町は、前項に規定するもののほか、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるときは、前金払をしないことができる。

（前金払の割合等）

第4条 前金払の割合は、契約金額の10分の4以内とする。

2 前金払の額に1万円未満の端数が生じた場合は、当該端数の額は、これを切り捨てるものとする。

3 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の会計年度に契約金額の総額に対して行うものとする。

4 債務負担行為に係る2会計年度以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各会計年度ごとの債務負担行為の年度計画額に応じた出来高予定額に対して行うものとする。

5 継続費に係る2会計年度以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各会計年度ごとの年割額に応じた出来高予定額に対して行うものとする。

6 前2項の規定による前金払については、前年度までの出来高予定額が達成されていることを確認した後に行うものとする。

7 前金払をした後において工事の変更等の理由により契約金額を変更した場合であっても、前金払の増額又は減額を行わないものとする。ただし、契約金額を減額した場合において、前金払の額が減額後の契約金額の10分の5を超えたときは、その超えた部分について返還させることができる。

（中間前金払）

第5条 次の各号のいずれにも該当する場合は、契約金額の10分の2を超えない範囲内で、既にした前金払に追加して中間前金払ができるものとする。

- (1) 工期の2分の1が経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当す

るものであること。

(対象工事及び前金払の割合の明示)

第6条 前金払の対象となる工事及び前金払の割合については、入札条件又は見積条件として、あらかじめ入札参加者等に対し、これを明示するものとする。

(部分払)

第7条 前金払をしたときにおける部分払の額は、部分払をしようとする額から前金払の額に出来高の割合を乗じて得た額を差し引いた以内の額とする。

- 2 請負者は、同一の契約において、中間前金払と部分払のいずれか一方のみを請求できる。この場合において、どちらか一方の請求をした時点でもう一方を請求する権利は消滅する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、中間前金払が行われた工事についても部分払ができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるものとする。
 - (1) 債務負担行為に係る特例として、当該年度の支払限度額の年度計画額（最終年度に係るものを除く。）に係る部分払については、その年度計画額に対応する工事出来高が当該年度計画額の9分の10を超えた場合 当該年度の年度計画額を限度として算定して得た額
 - (2) 継続費に係る特例として、当該年度の支払限度額の年割額（最終年度に係るものを除く。）に係る部分払については、その年割額に対応する工事出来高が当該年割額の9分の10を超えた場合 当該年度の年割額を限度として算定して得た額
 - (3) 中間前金払をした工事が、契約金額の3分の2以上に相当する工事出来高がある場合において、町の都合又は天候の不良等請負人の責に帰することができない事由その他正当な事由により、当該工事が年度内に完成することができず、繰越が予想される場合 次の算式により得た額

$$\text{工事出来高金額} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負額}} \right) - \text{中間前払金額}$$

(請求手続き等)

第8条 前金払を受けようとする者は、請負契約締結後速やかに前払金請求書（様式第1号）に保証契約を締結した保証証書を添付して提出するものとする。

- 2 中間前金払を受けようとする者の手続きは、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 中間前金払を受けようとする者は、支払いの請求に先立ち、中間前払金認定申請書（様式第2号）に工事履行報告書（様式第3号）を添付して、第4条第1項各号に掲げる要件を満たしていることの認定を請求するものとする。
 - (2) 町は、前項の請求があったときは、直ちに第4条第1項各号に掲げる要件を満たしているか否かの確認を行い、確認結果を中間前払金認定結果通知書（様式第4号）により当該認定を請求した者に通知するものとする。
 - (3) 前号の規定により中間前金払の認定を受けた者は、中間前払金請求書（様式第5号）に保証契約を締結した保証証書を添付して提出するものとする。
- 3 町は、第1項又は前項第3号の規定による提出があったときは、適法な請求を受けた日から40日以内に前払金又は中間前払金を支払うものとする。

(返還)

第9条 前金払の支払いを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前金払の額の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 前払金を当該工事以外の目的に使用した場合
- (2) 前払金の支給を受けた者と保証事業会社との間の保証契約が解除された場合
- (3) 前払金の支給を受けた者と町との間の契約が解除された場合

2 前項の場合において、前払金の支給を受けた日から返還の日までの日数に、返還すべき前払金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて得た利息（100円未満切捨て）を付するものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、前金払に関し必要な事項は、契約の都度定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の幸田町公共工事に係る前金払取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお、従前の例による。

年 月 日

前 払 金 請 求 書

（あて先）幸田町長

請負者 住 所

氏 名
〔 名 称 及 び 〕
〔 代 表 者 氏 名 〕

印

下記の工事について、前払金を支払ってください。

記

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

工 事 名			
路線等の名称			
工 事 場 所			
契約締結日	年	月	日
契約金額	金	円	
振込先口座	銀行・信用金庫・農協 店		
	普通・当座	口座番号	
	フリガナ		
	口座名義人	-----	

* 添付書類

前払金保証証書

年 月 日

中間前払金認定申請書

（あて先）幸田町長

請負者 住 所

氏 名
〔 名 称 及 び 〕
〔 代 表 者 氏 名 〕

印

下記の工事について、中間前払金に係る認定を申請します。

記

工 事 名	
路線等の名称	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
契約締結日	年 月 日
契約金額	金 円
摘 要	

* 添付書類

工事履行報告書

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名							
路 線 名							
工 事 場 所							
請 負 業 者							
工 期	年 月 日 ～			年 月 日			
月 別	予定工程% ()は工程変更後	実施工程%	提出日	監督員	現場代 理人	主任(監理)技 術者	備 考
(記事欄)							

月毎に、現場代理人、主任（監理）技術者が捺印したうえで提出し、監督員は確認のう
え捺印し請負業者に返却し管理するものとする。

年 月 日

中間前払金認定書

様

幸田町長

下記の工事について、中間前払金をすることができる要件を満たしていることを

認定した
認定できなかった

）ので通知します。

記

工 事 名	
路線等の名称	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
契約締結日	年 月 日
契約金額	金 円
摘 要	

年 月 日

中間前払金請求書

（あて先）幸田町長

請負者 住 所

氏 名
〔 名 称 及 び 〕
〔 代 表 者 氏 名 〕

印

下記の工事について、中間前払金を支払ってください。

記

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

工 事 名			
路線等の名称			
工 事 場 所			
契約締結日	年	月	日
契約金額	金		円
振込先口座	銀行・信用金庫・農協 店		
	普通・当座	口座番号	
	フリガナ		
	口座名義人	-----	

* 添付書類

- 1 中間前払金認定書
- 2 中間前払金保証証書